

いじめ防止基本方針

岡崎市立美合小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の生命、心身または財産に深刻な影響を及ぼす決して許すことのできない行為である。また、どの児童も被害者（加害者）になりうる行為であり、全ての児童に関わる問題である。いじめ防止対策推進法第二条にも「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義された。何気ない言動、行為も本人が苦痛を感じていればいじめであるとの共通認識がまず必要である。

学校は、児童が教職員や友人との確かな信頼関係を築き、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童は学校生活を送るなかで、さまざまな人と触れ合い、人としての接し方を学ぶ。さらに、互いを認め合える人間関係を作り、集団の一員としての自覚と自信を身に付ける。その活動を阻害するいじめが起きないように、日頃より児童との円滑な人間関係の構築に心掛け、些細ないじめの兆候も見逃さないように情報収集に努める。そして、いじめの兆候が確認された場合は、速やかに学校全体で組織的にいじめ防止対策を講じ、取り組みを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、些細な兆候や懸念、相談旬間でのアンケート、児童からの訴えに対して、組織として対応する。

○「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート（無記名…保護者）の実施
- ・相談旬間アンケートの実施（記名…児童）の実施
（オンラインゲーム上でのトラブルが把握できるように質問内容を設定する）
- ・相談旬間アンケートをもとにした個別面接の実施
- ・学校におけるいじめ防止対策の検証

イ 教職員への共通理解と啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図る。
- ・相談旬間でのアンケートや個別相談、保健指導等による情報をもとに内容分析を行い、対策の検討を速やかに行う。その後、効果的・持続的ないじめ防止対策に努める。

ウ 児童、保護者、地域への情報発信と意識啓発

- ・学校だより、ホームページ、学校情報メール、学年通信を通して、いじめ防止基本方針及び学校としてのいじめ防止の取り組み状況や、学校評価結果等を発信する。
- ・道徳の授業を通して、児童のいじめ防止への意識を高める。
- ・12月上旬の「人権週間」において、「人権を理解する作品コンクール」への参加を通して、児童の人権への理解や意識を高める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめが認められた場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報を教職員が察知した場合は、正確な情報の把握に努めるとともに、校長および担当職員に知らせ、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案の対応については、スクールカウンセラーを含めた適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した後も、水面下でいじめが続くことがないように、児童の様子

を全職員で見守り，継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1) 未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし，互いを認め，ともに成長していく思いやりのある学校・学級づくりに努める。
- イ 道徳教育・人権教育の充実を図り，児童が自分事として考えることで，いじめをなくしたいという気持ちを高める。また，命の大切さ・相手を思いやる心の醸成を図る。
- ウ 児童の努力を認め，自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- エ OKリンクの教材を使用した授業の充実や，講師招聘による講演会の実施等，情報モラル教育の推進に努め，スマートフォンやタブレットの正しい利用方法とマナーについての理解を深めさせるとともに，保護者への啓発活動や注意喚起を実施する。

(2) 早期発見の取り組み

- ア 相談旬間を定期的（学期2回）に実施し，児童の出す小さなサインも見逃さないように努める。→事態が深刻化する前に，初期対応を十分に行う。
- イ 児童との血の通った人間関係づくり，保護者との信頼関係づくりに努め，いじめについて家庭とも相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめについて相談できる外部機関を紹介することで，児童が一人で悩むことなく相談できる環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見やその疑いを感じたり相談を受けたりしたら，すぐに「いじめ・長期欠席対策委員会」を組織し，その会を中心に対応する。
- イ 被害児童を，いじめから守り通すという強い姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと，毅然とした姿勢で指導を行う。（加害児童保護者には，その旨を事前に報告する）
- エ 教職員の共通理解と保護者の協力を図る。場合に応じて，スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や，警察署，教育相談センター等の関係機関との連携にも努める。
- オ いじめの原因を究明するとともに，いじめ傍観者の集団への働きかけを行い，いじめを見逃ごさない，生み出さない集団づくりに取り組む。
- カ インターネット上や，オンラインゲーム上でのいじめや中傷への対応については，必要に応じて警察署や法務局などの公的機関と連携して取り組む。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会にその内容を報告するとともに，対応を開始する。
- (2) 事実に関する調査を実施する場合は，速やかに「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催して検討，調査，検証する。（事態の内容によっては，適切な専門家を加えることもある）
- (3) (2) の調査結果については，被害児童，保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証と見直し

- (1) いじめ防止の取り組みについては，R P D C Aサイクル（Research → Plan → Do → Check → Action）で見直す。
- (2) 定期的にいじめ防止に向けての取り組みの見直しを行うことで，実効性のある取り組みになるように努める。
- (3) いじめに関する項目を盛り込んだ保護者へのアンケートを実施し，「いじめ・長期欠席対策委員会」でいじめへの取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) 書籍や事例検討を基にしたいじめ防止に関する校内研修を年2回，計画・実施する。
- (2) 長期休業前には，いじめが発生しないように命の大切さ，相手を思いやる心の大切さについての指導を行う。また，児童に配付する「長期休業中（夏休み等）のくらし」に「キッズ岡崎こころの電話相談」「いじめホットライン24」について記載する。

(令和元年6月改訂，岡崎市の基本方針に準拠)